

【政策 1 適正な行政管理の実施】

平成 28 年度政策評価外部有識者意見聴取結果及びその反映状況について

資料構成

- ・平成 28 年度政策評価外部有識者意見聴取結果及びその反映状況 …… P 1
- ・主要な政策に係る政策評価書（平成 27 年度実施政策）（政策 1） …… P 3
- ・主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成 28 年度実施政策）（政策 1） …… P 7

政策の名称	政策の概要	基本目標 【達成すべき目標】	外部有識者による意見聴取の結果	意見聴取の結果を踏まえた検討の方向性
<p>政策 1 適正な行政 管理の 実施</p>	<p>行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。</p>	<p>行政運営の改善・効率化を実現するため、独立行政法人制度の運用に関する取組及び業務・システム改革の取組を推進する。また、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図るため、行政手続制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用する。</p>	<p>指標4：年度目標の中に示されている実態把握の状況について記載があった方が、「必要な対応」をどのように考え、実施したかが理解しやすいと思います。</p> <p>測定指標5の行政手続制度に基づき、標準処理時間を定めているものは前年度実績からみて目標値に達しているか、指定指標5の行政手続制度にみられるように標準処理時間内に処理された割合の方がより指標として望ましいと思われる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、実績値欄を以下のとおりいたします。 「平成27年4月に移行した新制度のつとより、各法人における調達の実態等を踏まえ、同年5月に調達に関する新たなルールを策定し、各法人における公正性・透明性が確保された合理的な調達の促進を図る取組み等、適切な制度運用を行った。」</p> <p>指標5（行政手続制度）は、行政手続法第6条に規定する「行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（中略）を定めよう努める（以下略）」との努力義務（処分行政庁の責に属さない事情により処理に要する期間が変動するものなど）については、標準処理期間を設定することが困難な場合があり得ることから制度上努力義務にとどめていた。また、標準処理期間を設定した場合は、同法の施行状況調査において審査請求の処理期間を3か月ごとに把握していたことから、当初、測定指標の一つと考えられ指標として設定したものです。しかし、行政庁が迅速に処理を完了させるための努力目標として標準処理期間を設ける意義はあるものの、処分や不服申立は、その性質上、行政庁の責に属さない事情により処理に要する期間が変動するものであり、標準処理期間や一定の期間内に処理が完了したかどうかの実績は当該年度に受け付けた申請や不服申立の個別の事情に大きく左右されることから、測定指標として設定することは適当ではないことから、次期目標設定に当たっては見直しをしております。</p> <p>26年度においては、国の実績値に1.6ポイントの上昇（改善）が認められますが、これは、審査請求の処理迅速化について周知する等、通常の努力の結果であると考えております。一方、地方の実績値は、当該年度に、特定分野の特定事案に係る審査請求が全国的かつ大規模に行われたという特殊な状況下で、たまたま処理に時間を要しない却下案件が増大したことによる一時的な異常値と考えられますところ、大幅な改善とは評価しておりません。なお、上記は26年度における状況であり、今回の評価対象となる27年度の状況（未把握）ではないことから、要因分析等の評価について記載しておりません。</p> <p>個人情報情報の漏えいを防ぎ国民の権利利益を守るという観点から、行政機関等における個人情報情報の取扱いは適切に行うという制度の趣旨に合致しており、漏えい件数は「行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図る」という施策目標の達成度合いを量的に把握することができる指標であるという点で、有用な指標であると理解しております。</p> <p>次期目標への反映欄において、一般的な制度の周知や指導等だけでなく再発防止につながる内容を盛り込む等の研修や指導の充実を追記することとします。</p> <p>ご意見ありがとうございました。</p>

政策の名称	政策の概要	基本目標 【達成すべき目標】	外部有識者による意見聴取の結果	意見聴取の結果を踏まえた検討の方向性
		<p>【政策の分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、25年度が未達であり26年度実績は未確定、測定指標3は、昨年度の実績を上回ることができたとあるが25年度及び27年度値が不明なことから、27年度実績の達成状況が判断できない。測定指標2についても、27年度の目標である優れた取組について横展開が促されているか不明であることから、目標を達成しているとは判断できない。 ・測定指標9について、職員による誤送付・誤送信等により10%減を達成できなかったが24年度実績より減少したことから目標達成も近いとあるが、なぜ誤送付・誤送信が発生したか、総務省としての対応に不備はなかったか、の分析がなされていない。 	<p>【次期目標等への反映の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標9は、国民にとつては重要事項。引き続きこれまでの取組を通して適正かつ円滑な運用を徹底していくとされているが、まずは未達要因を分析し、早急に総務省としての新たな改善策を講じるべき。 <p>1つでも多くアウトカム指標を設定して頂きたいと思えます。具体的にとどのような変化を実現しようとしているのか、実現したいアウトカムがわからないので、評価書を読んでも何がどれほど達成できたのかが理解できない。例えば「独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること」という極めて抽象的なねらいに対して、「独立行政法人制度改革への対応」という指標が設定されているが、その制度改革によってどのようなことが起こればよいのか、制度の改革の主要な狙いだけでもわかるような期待成果の記述が必要だと思います。【次期目標等への反映の方向性】を設定する際にはぜひそのような検討をお願いします。</p>	<p>・指標2について、ご指摘を踏まえ、27年度実績及び政策の分析欄に、優れた取組の詳細を聴取し各府省と共有するといった横展開の実績について記載します。また、指標3について、目標値欄に数値を記載するとともに、政策の分析欄の記載を変更し、以下のとおりの記載とします。</p> <p>「測定指標3については、目標年度が平成33年度であるため、達成、未達成の評価を行っていないが、電子政府推進員を通じた普及・啓発活動の推進等により、平成26年度は平成25年度の実績(44.1%)を上回ることができた。」</p> <p>なお、指標3については、27年度実績を本年12月に把握予定であるため、26年度実績を見て判断しております。</p> <p>指標1及び指標3が目標年度に達していないため、指標2をベースに施策目標の達成度合いを判断いたしましたも、既往のとおり、指標3も、現状の達成度合いを明示しており、また、指標1につきましても、実績値が把握でき次第、実績等を記載させていただく予定です。</p> <p>・指標9について、政策の分析欄の記載を変更し、誤送付等の発生の背景として、各府省等における職員への意識向上の徹底等が不十分であったことが考えられる旨記載いたしました。</p> <p>次期目標等への反映欄において、一般的な制度の周知や指導等だけでなく再発防止につながる内容を盛り込む等の研修や指導の充実を追記することとします。当省は、直接的に各機関の取組に関与できるわけではございませんが、行政機関や独立行政法人の意識向上に向けた取組をいっそう強化し、目標を達成したいと考えております。</p> <p>ご指摘を踏まえ、施策目標との関連がよりわかりやすい測定指標となるよう検討してまいります。なお、独法制度に関する指標4につきましても、27年度からの新制度を適切に運用していく中での課題把握及びその対応に着目した指標に変更いたします。</p>

主要な政策に係る評価書（平成27年度実施政策）

平成28年7月20日(水) 時点
(総務省27-①)

政策 ^(※1) 名	政策1：適正な行政管理の実施	分野	行政改革・行政運営		
政策の概要	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。				
基本目標 【達成すべき目標】	行政運営の改善・効率化を表現するため、独立行政法人制度の運用に関する取組及び業務・システム改革の取組を図る。また、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図るため、行政不服審査制度、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用する。				
政策の予算額・執行額等 (百万円)	区分	25年度	26年度	27年度	28年度
	当初予算(a)	286	217	214	188
	補正予算(b)	0	0	0	0
	繰越し等(c)	0	0	0	0
	合計(a+b+c)	286	217	214	193
	執行額	221	184		

(注)契約実績額の予算額への反映等のため、26年度予算額は減少している。
計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内 容の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	実施方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
			26年度	27年度
世界最先端IT国家創造宣言		平成25年6月14日(平成26年6月24日 改定)(平成27年6月30日改定)	4. IT を活用した公共有サービスがワンストップで受けられる社会 (1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 (2) 利便性の高い電子行政サービスの提供 (3) 国・地方を通じた行政情報システムの改革	
第186回国会(常会)総務委員会における総務 大臣所信表明		(衆)平成26年2月18日	「国民に広く申し立ての道を開く行政不服審査制度については、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の拡充、拡大の観点から、制定後五十 年ぶりに見直しを行う改正案を国会に提出してまいります。」	

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主 要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		達成 (※3) 【年度】
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)	27年度	
1	各行政機関が所管する情報システム数 <アウトプット指標> 【AP改革項目関連:IT化と業務 改革、行政改革等分野】 【APのKPI】	1,450 【24年度】	26年度 1,149 1,238 (25年度)	27年度 1,045 H28.7確定予定 (26年度)	542 【30年度】
②	業務改革取組方針の改定 <アウトプット指標>	各府省における業務改革の推進方策 の検討 【25年度】	社会保障・税番号制度の導入に係る業務を始めとして、 各府省における業務改革の推進を図る。 「国の行政の業務改革に関する取組方針」(平成26年7月 総務大臣決定)を策定し、各府省の様々な業務改革を推 進。その取組状況を平成27年1月に取りまとめ、公表。こ れらを通じ、業務の効率化・高度化、国民の負担軽減・利 便性向上等を実現。	業務改革取組方針を改定する。これにより、引き続き各 府省の業務改革の取組を推進しつつ、優れた取組につい ては構成員を促し、より一層の業務の効率化・高度化、国 民の負担軽減・利便性向上等を図る。 「国の行政の業務改革に関する取組方針」を平成27年7 月に改定。各府省の個別業務の改革について、同年8月 に取組内容をとりまとめ、12月に具体的な改革の内容 等の取りまとめを行い、内閣人事局の機密審査に反 映する業務改革の取組等と併せて、公表。これらを通じ、 各府省の優れた取組は詳細を聴取、各府省と共有するこ と等により取組の構成員を促し、より一層の業務の効率 化・高度化、国民の負担軽減・利便性向上等を実現。	各府省の業務改革の推進による行政 運営の効率化及び行政サービスの向 上 【27年度】

	3	申請・届出等手続におけるオンライン利用率 <アウトプット指標>	41.2% 【24年度】	平成25年度値以上 (44.1%以上)	平成26年度値以上 (45.4%以上)	70%以上 【33年度】	-
④	独立行政法人制度改革への対応 <アウトプット指標>	新しい独立行政法人制度の創設に向けた検討 【25年度】	45.4% (26年度)	新制度移行後においても、運営実態等を適切に把握し、調達に関する新たなルールを策定するなど、必要な対応を行う。 平成27年4月に移行した新制度について、各法人における調達の実態等を踏まえ、同年5月に調達に関する新たなルールを策定し、各法人における公正性・透明性が確保された合理的な調達の促進を図る取組み等、適切な制度運用を行った。	新しい独立行政法人制度の円滑な運営 【27年度】	-	1
5	行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているもの割合 <アウトプット指標>	41.2% 【21年度】	標準処理期間が未設定であるものについては、事業の蓄積等を踏まえ、改善に努めるよう通知を发出し周知した。 53.0% (平成24～25年度)	実績を把握した上で、より多くの処分について標準処理期間が設定されるよう周知。	平成21年度値以上 【26～27年度】	-	※実績が把握できていないため、評価できない。
⑥	行政不服審査制度の見直し <アウトプット指標>	新しい行政不服審査制度の創設に向けた検討を開始 【24年度】	新しい行政不服審査制度の各種規定等の整備 改正行政不服審査法の成立(平成28年6月13日公布) 政令等の検討の実施	新しい行政不服審査制度の周知、研修等を行うとともに、審理手続に係るマニュアル等参考資料の作成・提供等を実施 政令の成立(平成27年11月26日公布) 新しい行政不服審査制度の周知(リーフレットのHP掲載等)、研修(国、地公体の職員等を対象に平成27年度中に44回)等を行うとともに、審理手続に係るマニュアル等参考資料の作成・提供等を実施 ※ 平成28年4月1日改正行政不服審査法の施行	新しい行政不服審査制度の適切な施行 【28年度】	-	-
7	行政不服審査制度について、3か月以内に審査請求が処理された件数の割合 <アウトプット指標>	23.9% (国32.0% 地方15.7%) 【21年度】	平成28年度の研修会、セミナー等(15回)において、制度の趣旨等を周知し改善を図った。 平成26年度実績 34.8% (国 33.6% 地方 50.1%)	新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。	平成21年度値以上 【27年度】	-	※実績が把握できていないため、評価できない。
8	国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたもの割合(行政機関及び独立行政法人等) <アウトプット指標>	行政機関:99.9% 独立行政法人等:99.2% 【24年度】	平成24年度値以上 (100%を目指す)	平成24年度値以上 (100%を目指す)	平成24年度値以上 (100%を目指す) 【27年度】	-	口

	⑨ 国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報漏えい等事案の件数(行政機関及び独立行政法人等) <アウトプット指標>	行政機関：714件 独立行政法人等：622件 【24年度】	平成24年度値より減少 (10%減を目標)	平成24年度値より減少 (10%減を目標) 行政機関：503件 独立行政法人等：572件 (26年度)	平成24年度値より減少 (10%減を目標)
--	---	-------------------------------------	--------------------------	---	--------------------------

※測定指標9の基準(値)及び26年度実績値について、担当省庁から施行状況調査終了後に数値訂正があったため、修正した。

目標達成度合いの測定結果(※4)	(各行政機関共通区分)	相当地度進展あり
	(判断根拠)	<p>測定指標2、4、6及び9は達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 測定指標2及び4については、目標を達成しており、測定指標6は目標年度に到達していないが、目標達成に向けた着実な進展が見られる状況である。 また、測定指標8及び9は目標に達していないものの、実績は伸びているため今後達成が見込まれる。したがって、本政策は「相当地度進展あり」と判断した。</p> <p><施策目標>ITを活用して政府サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること 当該施策目標については、目標年度に到達していない指標も含めて実績が向上していることから、目標を達成していると考えられる。</p> <p>・測定指標2については、業務改革取組方針を改定し、各府省の個別業務の改革について優れた取組の詳細を聴取、各府省と共有すること等により取組の横展開を促した。方針にのっとり各府省における業務プロセスの現状分析及び再構築を通じた業務改革の取組が進展することにより、行政運営の効率化及び行政サービスの向上が図られているところであり、目標を達成したと考えられる。 ・測定指標3については、目標年度が平成33年度であるため、達成、未達成の評価を行っていないが、電子政府推進員を通じた普及・啓発活動の推進等により、平成26年度は平成25年度の実績(44.1%)を上回ることができた。</p> <p><施策目標>独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること 当該施策目標については、平成27年4月の新制度への移行に伴い、以下の必要な対応を行ったことにより、目標を達成した。 ・独立行政法人の役員報酬等及び職員給与の公表方法等について(分タイプライン)の改訂(平成26年9月2日) ・独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解除の改訂(平成27年1月27日) ・独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令(平成27年総務省令第28号)の制定 ・独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定) 等</p>
政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)	<施策目標>行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること 当該施策目標については、測定指標5及び7の救済実績に照らし、以下の必要な対応を行ったことにより、目標を達成した。 測定指標5については、現在(平成28年度)実施している施行状況調査(隔年実施)の前回は平成26年度に実施し、平成24～25年度の状況を把握し、平成26～27年度の状況を把握し、調査結果を平成28年12月に公表し、当該調査結果を踏まえて必要な措置をとる予定であることから、評価時点における実績値の把握はできず、測定指標7については、行政不服審査法の改正(平成28年4月1日施行)に伴う大幅な制度改正の状況下にあるところ、施行状況調査は、改正法の施行も踏まえ、平成27年度において、審査請求が未処理のままである。なお、平成27年度においては、審査請求が未処理のまま長期間経過している案件に係る早期処理等を要請した改善通知を踏まえ、各種研修会、セミナー等(44回)において、制度の趣旨等を周知し改善を図ること、目標達成に向けた活動を行った。	<施策目標>国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること 当該施策目標については、個別の測定指標について目標達成にはわずかに及ばなかったが、行政機関及び独立行政法人等とも目標に近い実績を示すことができたため、施策全体としても目標に対し相当地度の進展があったと考えられる。

評価結果

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>・測定指標1については、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成28年5月20日全部改定)においてもKPIとして示されており、目標年度の目標達成に向け、引き続き取り組んでいくこととする。</p> <p>・測定指標2については、平成27年度の取組を踏まえ、今後は「国の行政に関する業務改革の取組方針」を策定又は改定することとします。本方針にのっとり業務改革が各府省において着実に実施されることを重視する測定指標に変更することとする。</p> <p>・測定指標4については、既に目標を達成したものの、独立行政法人が制度導入の本来の趣旨にのっとり、国民への説明責任を果たしつつ政策実施機能を最大限に発揮できるよう、引き続き独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用に関する取組を推進していくこととし、今後は、制度委実を終了した独立行政法人制度の安定的な運用に着目し、測定指標を変更することとする。</p> <p>・測定指標5及び7については、その測定指標として、それぞれ「行政手続制度」に基づき、標準処理期間を定めているものの割合」及び「行政不服審査制度が処理された件数の割合」を設定し、当該指標の向上に着目した取組を進めてきたところ、これまでの実績値の推移から、着実に進展していることがうかがえる状況である。</p> <p>一方、これら測定指標は、様々な分野の個別の行政処分の主体となる各行政庁の努力義務とされている指標であるに過ぎず、処理に要する期間も、事案の難易度の軽重、関係者数の多少等、案件によって大きく異なるという状況を鑑みると、個別事情の考慮なく一定の期間内に処理が完了したかどうかを測定指標として設定することは必ずしも適当ではないと考えられること。</p> <p>また、これら測定指標の把握は、それぞれ定期的に実施している面法の施行状況調査の結果に依存しているため、①調査の実施結果のとりまとめが、評価対象年度の翌年度に行われるため、評価時点において評価対象年度の調査結果を把握することが困難であること、②面法の施行状況調査を隔年で実施することとされているため、実績値が把握できない年度があることなど、政策評価の実施時期を考慮すれば、測定指標として維持しておくことは適切とも考えられる。</p> <p>したがって、今後は、担当者の資質の向上を図ることが肝要であるとの観点から、その取組状況を把握し、情報提供を行うための対応に着目した測定指標を設定することとする。</p> <p>・測定指標8については、100%の目標には及ばなかったものの、目標の達成に向けて着実に進んでいると考えられるため、引き続き連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底していくこととする。</p> <p>・測定指標9については、目標達成までとわすれ、取組の効果が得られつつあると認められるため、各府省等において職員の適切な情報管理のさらなる徹底のため、制度官庁の総務省としては新しい防止のための研修教材の充実に努めるとともに、年金個人情報流出事業を踏まえて改正した個人情報保護に関する指針(H27.8改正)に基づく措置の徹底を図るよう引き続き連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底していくこととする。</p> <p>・これまで公共サービス改革関係業務は内閣府で所管、法の対象事業のうち、競争性の改革、良質かつ低廉な公共サービスの実現といった法の目的を達成した事業については新プロセス等へ移行させ、監理委員会審議の充実・効率化を図ってきたところであるが、平成28年度に総務省に移管されたことに伴い、引き続きかかる競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、28年度の事前分析表においては新たに測定指標に設定することとする。</p> <p>・国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度については、施行状況調査の結果を踏まえて、より多くの職員に対する制度理解の促進を図る必要があると考えられるため、平成28年度の事前分析表においては、各制度について、情報公開・個人情報保護の運用に関する研修会における満足度等の割合を新たな指標として設定することとする。</p> <p>(平成28年度予算概算要求に向けた考え方)</p>
----------------------	---

<p>学識経験者有する者の知見等の活用</p>	<p>後日記載</p>
-------------------------	-------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・行政手続法の施行状況に関する調査結果(平成27年3月)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000498536.pdf)</p> <p>・平成26年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果 一 国における状況一(平成27年12月)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000392310.pdf)</p> <p>・平成24年度における行政機関個人情報保護法の施行状況について(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojokyo.html)</p> <p>・平成24年度における独立行政法人等個人情報保護法の施行状況について(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojokyo.html)</p> <p>・平成26年度における行政機関個人情報保護法の施行状況について(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojokyo.html)</p> <p>・平成26年度における独立行政法人等個人情報保護法の施行状況について(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojokyo.html)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局課室名</p>	<p>行政管理局(企画調整課、行政情報システム企画課、管理官室)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>行政管理局企画調整課長 箕浦 龍一 行政管理局行政情報システム企画課長 澤田 裕一 行政管理局管理官 加藤 剛</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
----------------	--------------------------------------	---------------	--	-----------------	----------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成26年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の「年度」は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-①)

政策(※1)名	政策の実施 政策1: 適正な行政管理の実施 行政運営の員直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。	担当部局課室名	行政管理局(企画調整課、行政情報システム企画課、管理官室)	作成責任者名 行政管理局企画調整課長 箕浦 龍一 行政管理局行政情報システム企画課長 澤田 裕一 行政管理局管理官 加藤 剛	分野【政策体系上の位置付け】 行政改革・行政運営	政策評価実施予定時期 平成31年8月	年度ごとの目標(値) 年度ごとの実績(値) <small>(※2)</small>				測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
							28年度	29年度	30年度	30年度	
政策の概要	行政運営の員直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。										
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	国・地方を通じて行政のIT化と業務改革の抜本的な取組を加速する必要があることを踏まえて、行政運営の改善・効率化を実現するため、業務・システム改革の取組を推進する。独立行政法人制度改革に伴い、平成27年4月に新たな制度がスタートしたことを踏まえ、独立行政法人制度の運用に際しては、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図ることが求められていることを踏まえ、行政手続制度、行政不服審査制度、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度及び公共サービス改革制度を適正かつ円滑に運用する。										
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	28年度	29年度	30年度	30年度				
①	各行政機関が所管する情報システム数 <アウトプット指標> 【AP改革項目関連: IT化と業務改革、行政改革等分野④】 【APのKPI】	H28.7確定予定(H26年度実績値)	542	877	754	542					国の業務効率化の推進が必要な現状を踏まえて、世界最先端IT国家創造宣言(平成28年6月14日閣議決定、平成27年6月30日改定)において「政府情報システム改革ロードマップ」を決定し、政府情報システム数の整備を進めている。掲げられた目標値を達成することによって、政府全体の情報システムが最適化され、業務効率化が促進される。 【APのKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定
②	行政管理局が重点的に取り組む個別業務の改革について、具体的な取組内容、工程表、成果指標を設定した割合 <アウトプット指標>	業務改革の方向性を取組方針に盛り込むとともに、具体的な取組状況を取りまとめ	100%	100%	100%	100%					行政管理局は、各府省の個別業務について、毎年テーマを設定して、業務改革の取組を推進しているが、個別府省と協力して、各業務の改善方針について検討を行い、取組内容、工程表、成果指標等の取りまとめを進め、これに沿って、それぞれの府省において改革を進めていくものである。 したがって、業務改革の推進に当たっては、取組内容を翌年度の予算等に適切に反映させるため、各年度において、取組内容、工程表、成果指標を設定することが重要であることと鑑み、これを指標として設定するもの。
③	申請・届出等手続におけるオンライン利用率 <アウトカム指標>	45.4%	70%以上	—	—	—	平成26年度値以上	平成27年度値以上	平成28年度値以上		行政手続を合理化することは、国民の利便性向上及び行政運営の効率化に資することから、「世界最先端IT国家創造宣言」及び「平成26年4月1日CIO連絡オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日CIO連絡会議決定)に基づいて、行政手続に係る利便性及び利用拡大を推進し、その指標としてオンライン利用率を設定。平成26年度においては、利用率が45.4%にとどまっている現状を踏まえつつ、「世界最先端IT国家創造宣言工程表」において、2021年度までにオンライン手続の利用率を70%以上に向上することとされていることから、目標年度を33年度に設定。
④	公共サービス改革法の対象事業数に占める新プロセス及び終了プロセスへの移行割合 <アウトプット指標>	20%	40%	36%	39%	40%					公共サービス改革法の対象となった公共サービスは、総務省の行う評価において確保されるべき質に係る達成目標がおおむね達成され、総務省削減の面で効果を出しているなど良好な実施結果が得られた場合、監視委員会の関与を軽減等した新プロセス等へ移行することを認めている。そのため、良質な公共サービスの実現を推進するための指標として、現行の対象事業のうち新プロセス等への移行が認められた割合を設定した。 また、目標値(水準)は、公共サービスについて不断の見直しを行い、今後とも対象事業数が増加していく中で、監視委員会の充実した審議を可能とするため、平成27年度での実績が20%であることと及び平成28年度から平成30年度までの審議予定件数を踏まえ、継続的に達成すべき水準として平成30年度までに40%としたものである。

<p>⑤ 独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること</p>	<p>新しい独立行政法人制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 <アウトプット指標></p>	<p>27年4月の新制度移行に伴う必要な措置を実施</p>	<p>27年度</p>	<p>各府省、各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>30年度</p>	<p>各府省、各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>各府省、各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>独立行政法人制度については、平成27年4月に新制度に移行したばかりであること踏まえ、新制度の適正かつ円滑な運用のためには、各府省、各法人が実際に新制度を運用していくことが必要と考え、指標として設定。 適切に把握し、対応していくことが必要と考え、指標として設定。</p>
<p>6</p>	<p>行政不服審査制度の見直し <アウトプット指標></p>	<p>新しい行政不服審査制度の創設に向けた検討を開始</p>	<p>24年度</p>	<p>新しい行政不服審査制度の適切な施行</p>	<p>28年度</p>	<p>新しい行政不服審査制度の適切な施行</p>	<p>改正行政不服審査法(平成26年6月13日公布)の成立に伴い、円滑な新制度の施行に向け、各種規定等の整備を進める必要があることから目標として設定。 なお、改正行政不服審査法は平成28年4月1日に施行済。</p>	
<p>7</p>	<p>行政手続法、行政不服審査制度・行政手続法の普及 <アウトプット指標></p>	<p>平成27年4月施行の改正行政手続法及び28年4月施行の改正行政不服審査法について、各府省や各地方公共団体に、行政手続法、行政不服審査法を普及させるための、取組状況を把握し、必要な情報提供を実施。</p>	<p>28年度</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修、説明会等を実施し、行政手続法及び行政不服審査法の普及を図る。</p>	<p>30年度</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修、説明会等を実施し、行政手続法及び行政不服審査法の普及を図る。</p>	<p>平成26年6月に成立・公布された改正行政不服審査法関連3法のうち、平成27年4月に改正行政手続法が、28年4月に改正行政不服審査法がそれぞれ施行された。 改正行政手続法については、新法に処分の求めや行政指導の中止等、行政手続法の趣旨を踏まえ、行政手続法の普及を図る。また、改正行政不服審査法は、公正性の向上と救済手段の充実に資するため重要であり、また、これらの制度を一般国民が利用しやすくなるためには、その受け手となる各府省や各地方公共団体が主体的に担当者への資質の向上を図ることが重要であることから、その取組状況を把握し、情報提供を行うことを指標として設定。</p>	
<p>8</p>	<p>国の行政機関等における情報公開に関する情報公開制度の運用に関する情報公開制度及び独立行政法人等) <アウトプット指標></p>	<p>行政機関 : 99.9% 独立行政法人等 : 99.7%</p>	<p>26年度</p>	<p>平成26年度値以上(100%を目指す)</p>	<p>30年度</p>	<p>平成26年度値以上(100%を目指す)</p>	<p>開示請求件数が増加傾向にある現状を踏まえ、行政機関等の保有する情報の迅速な開示の観点から、期限内(原則30日以内)に延長した場合に延長期間内に開示決定等がなされること、行政の信頼性及び透明性の向上に資することと考えられるため、期限内に開示決定等がなされるもの割合について指標及び目標値を設定(平成26年度実績値を基準として目標値を設定)。</p>	
<p>9</p>	<p>国の行政機関等の職員に対する情報公開制度の運用に関する研究における満足度等の割合 <アウトプット指標></p>	<p>参加機関等数: 743 参加者数: 1,229人 満足度: 93.8%</p>	<p>27年度</p>	<p>平成27年度値を上回る</p>	<p>30年度</p>	<p>平成27年度値を上回る</p>	<p>施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研究会を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、各行政機関等における個人情報保護制度の円滑な運用を図られるものとして、指標及び目標値を設定(平成27年度実績値を基準として目標値を設定)。</p>	
<p>10</p>	<p>国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること <アウトプット指標></p>	<p>行政機関 : 503件 独立行政法人等 : 572件</p>	<p>26年度</p>	<p>平成26年度値より減少(10%減を目指す)</p>	<p>30年度</p>	<p>平成26年度値より減少(10%減を目指す)</p>	<p>マイナンバー法の施行等に伴い、国民の個人情報保護に係る意識向上が進展しつつある現状を踏まえ、行政機関等において個人情報保護の適切な管理を実施し、個人情報の漏えい等事案の発生を減らすこと、国民の権利利益の保護につながることを考えられるため、個人情報の漏えい等事案の件数について指標及び目標値を設定(平成26年度実績値を基準として目標値を設定)。 ※左記の基準(値)及び目標(値)については、配送を請け負った事業者による誤送付及び紛失に係るものを除く。 (参考)24年度実績: 行政機関 : 714件、独立行政法人等 : 622件 25年度実績 : 500件、独立行政法人等 : 582件</p>	
<p>11</p>	<p>国の行政機関等の職員に対する個人情報保護制度の運用に関する研究における満足度等の割合 <アウトプット指標></p>	<p>参加機関等数: 743 参加者数: 1,229人 満足度: 95.7%</p>	<p>27年度</p>	<p>平成27年度値を上回る</p>	<p>30年度</p>	<p>平成27年度値を上回る</p>	<p>施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研究会を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、各行政機関等における個人情報保護制度の円滑な運用を図られるものとして、指標及び目標値を設定(平成27年度実績値を基準として目標値を設定)。</p>	

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビニュー事業番号
	26年度	27年度	28年度			
(1) 行政管理実施事業(昭和21年度)	217百万円 (184百万円)	214百万円 (193百万円)	188百万円	1~11	<p>○国の行政の業務改革に関する取組方針に基づく取組を推進し、行政運営の効率化及び行政サービスを向上。</p> <p>○独立行政法人通則法等の独立行政法人に関する共通的な制度の企画・立案を通じ、独立行政法人の業務運営を適正化。</p> <p>○行政運営の基本的、共通的なルール(行政手続法、行政不服審査法、行政機関情報公開法、行政機関個人情報保護法等)について、各行政機関等の運用状況の把握、各行政機関等における適正な運用となるよう普及啓発、国民の利便性の向上を図るよう周知活動等を実施。</p> <p>○業務・システム最適化計画及び新たなオンライン手続の利便性を向上。</p> <p>○業務を推進し、行政運営を合理化・効率化及び国民の利便性を向上。</p> <p>○公共サービス改革基本方針の改定や、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなどして、競争の導入による公共サービスの改革を推進。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政管理局が重点的に取り組む個別業務の改革について、具体の取組内容、工程表、成果指標を設定した割合:100%(平成28年度) ・申請・届出等手続におけるオンライン利用率:70%(平成33年度) ・公共サービス改革法の対象事業数に占める新プロセス等への移行割合:40%(平成30年度) ・国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合:100%(平成30年度) ・国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報漏えい等事案の件数:967件(平成30年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子政府推進員による広報・普及啓発活動 ・調査実施件数 <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>業務・システム改革に関する取組や、行政手続法、行政機関情報公開法などの行政運営の基本的、共通的なルールについて、各行政機関等の運用状況の把握等を行うことにより、行政の適正かつ効率的な運用が推進されることとなるため、行政サービスの向上、行政運営の効率化、国民の権利利益の保護等に寄与する。</p>	0001
(2) 独立行政法人通則法(平成11年)	-	-	-		<p>独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する。</p>	
(3) 行政手続法(平成5年)	-	-	-		<p>処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に關し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであること)をいう。第四十六条において同じ。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する。</p>	
(4) 行政不服審査法(昭和37年)	-	-	-		<p>行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に關し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立ての機会を開くことによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する。</p>	
(5) 行政機関の保有する個人情報に関する法律 (平成15年)	-	-	-		<p>行政機関において個人情報に関する事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。</p>	
(6) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年)	-	-	-		<p>独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、独立行政法人等における個人情報の取扱に関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。</p>	
(7) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年)	-	-	-		<p>民主主義の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する。</p>	
(8) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成13年)	-	-	-		<p>民主主義の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする。</p>	

関係部分(抜粋)		年月日	関係部分(抜粋)
政策の予算額・執行額	217百万円 (184百万円)	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)(平成27年6月30日改定)(平成28年5月20日改定)	II「国から地方へ、地方から全国へ」(IT利活用の更なる推進のため)の3つの重点項目) II-1.【重点項目1】国・地方のIT化・業務改革(BPR)の推進
	214百万円 (193百万円)		
	188百万円		
			政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)
			施政方針演説等の名称
			世界最先端IT国家創造宣言

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の「年度ごとの実績(値)」は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は、施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。